

8月1日から介護保険の負担割合が変わります

「介護保険制度を維持していくための費用負担の公平化」を図るため、8月1日から、これまで、サービス費の2割を負担していた人のうち、特に所得の高い人の負担割合が3割になります。事業対象者・要支援・要介護の認定を受けた人全員に、毎年『負担割合証』が交付されますので、介護サービスを利用される際には、被保険者証と一緒にサービス事業所などにご提示ください。なお、月々の利用者負担額には上限があり、上限を超えて支払った分は、高額介護サービス費が支給されますので、全ての人の負担が1.5倍になるわけではありません。

要件	利用者割合	
合計所得金額 160万円未満	1割負担	
合計所得金額 160万円以上220万円未満	同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が単身世帯で280万円未満の人、2人以上の世帯で346万円未満の人	1割負担
	上記以外の人	2割負担
合計所得金額 220万円以上	同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が単身世帯で340万円以上の人、2人以上の世帯で463万円以上の人	3割負担
	上記以外の人	2割負担または1割負担（上記1、2割負担の判定を行う）

※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）、住民税非課税の人、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担。
高齢者支援課 ☎820-5605

高齢基礎年金の受給額を増やしたい人におすす「付加年金」制度

国民年金の第一号被保険者が、20〜60歳になるまでの40年間、年金保険料を納めると、65歳から77万9千300円（平成30年4月分からの金額）の老齢基礎年金を受給することができますが、この年金受給額をもう少し増額したい人には、「付加年金」という制度があります。

○付加保険料と付加年金の額
 通常の保険料とともに、月額400円の付加保険料を納めると、「200円×付加保険料を納めた月数」の式で計算された付加年金を受給することができます。

例えば、付加保険料を10年間（120カ月）納めたときの総付加保険料納付額の4万8千円（400円×120カ月）に対し、65歳から80歳（15年間）まで老齢基礎年金といっしょに支給される付加年金の額は36万円（200円×120カ月×15年）

となり。○付加保険料を納められる人は、次のとおりです。

- ①国民年金の第一号被保険者
- ②保険料の免除などを受けていない人
- ③国民年金の任意加入者（60歳以上65歳未満の人）
- ④国民年金基金に加入していない人

☎広島南年金事務所 ☎253・7710、住民課保険年金グループ ☎820・5604

高額療養費の申請が変わります

これまで、国民健康保険の被保険者で高額療養費に該当があった人の申請の際には、該当年度の医療機関の領収書が必要でしたが、広島県の国民健康保険の広域化に伴い、医療機関から提出された診療報酬明細に基づいた算定金額に了承いただける場合、領収書は不要となります。

この取扱いの変更により、領収書の紛失等で支給額が

減額されることがなくなります。

なお、金額が大きく異なる場合、誤りや記載漏れがある場合は、確認のため領収書原本を持参のうえ、申請手続きの際にお申し出ください。

※平成30年4月診療分までは、これまでの申請方法です。ご注意ください。
 ☎住民課保険年金グループ ☎820・5604



有料道路通行料金の割引について

身体障害者手帳または療育手帳を所持している人が有料道路（高速道路等）を利用するとき、通行料金を半額割引される制度です。利用する自動車は事前に登録が必要です。

☎身体障害者手帳第1種（本人または介護者が運転する場合）、第2種（本人が運転する場合のみ）、療育手帳（A）、A（介護者が運転する場合のみ）

▽対象となる車：事前に登録された自家用乗用自動車1台のみ（車種や所有者名義等により、割引の対象とならない場合があります）

▽必要書類：障害者手帳、自動車車検証、運転免許証（本人が運転する場合）

※ETC利用の場合、ETCカード（原則本人名義）、「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」が必要です。
 ☎民生課 ☎820・5635

NHK放送受信料の免除について

NHKの定める受信料の免除基準によって、NHKの放送受信料が半額あるいは全額免除される制度です。

▽半額免除の対象者
 ・世帯主が視覚もしくは聴覚の身体障害者手帳所持者
 ・世帯主が身体障害者手帳1・2級所持者
 ・世帯主が療育手帳（A）、A所持者
 ・世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級所持者

▽全額免除の対象者
 ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税

▽必要書類：身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳、印鑑
 ☎民生課 ☎820・5635

小児慢性特定疾患児の日常生活用具給付について

児童福祉法および障害者総合支援法の日常生活用具の給付の対象とならない人に対して、用具の給付を行います。購入前に必ず民生課へご相談のうえ、申請してください。

☎小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者
 ▽種目：特殊マット、入浴補助用具、パルスオキシメーター、クールベスト、紫外線カットクリーム等

▽負担額：基準額により一部または全部
 ☎民生課 ☎820・5635

日本身体障害者福祉協会 会長表彰を受賞されました
 6月14日群馬県高崎アリーナにおいて開催された日本身体障害者福祉大会で、熊野町身体障害者福祉協会 中富ヒロ子会長が日本身体障害者福祉協会会長表彰を受賞されました。

子育て支援センター エンゼル通信



親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●子育て支援センターの主な予定（いずれも11:30に終了）

実施日	開始時間	行事（講師・敬称略）
17日(金)	9:30	とことこエンゼル（1歳～1歳11カ月）
21日(火)	10:30	子育て懇談会（金澤綾子）
24日(金)	9:30	わくわくキッズ（2歳以上）
29日(水)	11:00	8月生まれのお誕生会
9月5日(水)	10:30	子育てなるほど講座「卒乳」
9月10日(月)	9:30	ふわふわベビー（妊娠中～11カ月まで）11:00～リトミック

●パステルルーム 地域での活動拠点としてご利用いただけます。※パステルルーム開催日に西部地域健康センター内子育て支援センターでも「おひさまルーム」を行います。

実施日	開始時間	場 所
23日(木)	9:30	中央ふれあい館

- おひさまルーム 上記日程以外の日の9:30～11:30
- ほっとるーむ（月～金曜日13:00～15:30）
 ※8月10日(金)は、乳児健診のためお休みです。
 ※第3水曜日のみほっとるーむベビー（11カ月までの乳児対象）8月のほっとるーむベビーは22日(水)に変更しています。
ベビーマッサージ（14:00～）ほっとるーむベビーの中で行います。
 ☎パスタオル1枚・ベビーオイルまたは保湿剤（なくても可）
 飲み物（水分補給）**¥無料** ※予約不要

●「うたとおはなしの広場」（第1・3金曜日14:30～15:00）
 絵本の読み聞かせや季節の歌、作って遊べる簡単工作もあります。

●「パパとおひさま」（毎月第2土曜日）9:30～11:30
 8月は祝日のためありません。

●お誕生会 毎月1回お誕生日のお子さんをみんなで祝いしています。

●ファミリーサポートセンター ステップアップ講座
子どものケガの手当てと心肺蘇生法・AEDの使い方について
 9月7日(金) 10:00～11:30

☎くまの・こども夢プラザ内 子育て支援センター
 ▷講師：日本赤十字社幼児安全法指導員
 ☎ファミリーサポート会員、乳幼児の保護者および一般。

☎定15組（要申込）※託児あり。無料。
 ※いずれの事業も変更する場合があります。
 ※子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター
 （くまの・こども夢プラザ内）
 熊野町貫船9番14号 ☎820-5502 ☎855-0805
 開設日時（※年末年始、祝日除）：月～金曜日9:30～17:00
 第2土曜日9:30～11:30
 〈子育て相談 月～金曜日 13:00～17:00〉